



平成18年5月12日

各 位

会社名 住友大阪セメント株式会社
代表者名 取締役社長 小田切康幸
(コ-ド番号 5232 東証・大証第一部)
問合せ先 総務部長 岡村 実
(TEL 03 - 5211 - 4505)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第143回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、電子公告を採用するため、公告の方法に関する規定(現行定款第4条)について所要の変更を行うものであります。
- (2) 経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入することといたしました。これに伴い、取締役の員数に上限を設けることとし、取締役の員数に関する規定(現行定款第14条)について所要の変更を行うものであります。
- (3) 社外取締役にふさわしい優秀な人材の登用を可能にし、期待される役割を充分発揮できるようにするため、社外取締役との責任限定契約を締結できるよう、第27条として社外取締役との責任限定契約に関する規定を新設するものであります。
- (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)等が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

会社法の施行の際、当社の定款には、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定めがあるとみなされることになったことから、これを明確にするため、第4条として機関に関する規定を新設するものであります。

単元未満株式について行使することができる権利を単元株式と比して相当の範囲に制限するため、第9条として単元未満株式についての権利に関する規定を新設するものであります。

株主総会の招集に際し、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示ができるよう、第17条として株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定を新設するものであります。

取締役会をより機動的かつ効率的に運営するために、取締役会を開催せずにと取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、取締役会の決議に関する規定（現行定款第20条）について所要の変更を行うものであります。

社外監査役にふさわしい優秀な人材の登用を可能にし、期待される役割を充分発揮できるようにするため、社外監査役との責任限定契約を締結できるよう、第36条として社外監査役との責任限定契約に関する規定を新設するものであります。

以上のほか、会社法等の施行に伴う規定の削除、追加等の所要の変更ならびに表現および字句の整理を行うものであります。

(5) その他、規定の修正等の所要の変更ならびに表現および字句の整理を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日（予定）

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日（予定）

以上

(別紙)

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p>第3条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数、1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、1,470,130,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(機 関)</u></p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1,470,130,000株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u></p> <p>第8条 <u>当社の単元株式数は、1,000株とする。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p><u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>（自己株式の取得）</p> <p><u>第5条の2</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買い受ける</u>ことができる。</p> <p>（株券の種類）</p> <p><u>第6条</u> <u>当社の発行する株券の種類は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>（名義書換代理人）</p> <p><u>第7条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p><u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により<u>選定し</u>、これを公告する。</p>	<p><u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</u></p> <p>（単元未満株式についての権利）</p> <p><u>第9条</u> <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>第13条に定める請求をする権利</u></p> <p>（自己の株式の取得）</p> <p><u>第10条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により<u>自己の株式を取得</u>することができる。</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p><u>第11条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p><u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により<u>定め</u>、これを公告する。</p>

現行定款	定款変更案
<p>当社の株主名簿、<u>実質株主名簿および株券喪失登録簿</u>（以下<u>株主名簿等</u>という。）は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取りおよび買増し等株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第8条 当社の<u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取りおよび買増し等株式に関する取り扱い</u>ならびにその手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>（基準日）</p> <p>第9条 当社は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）</u>をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p><u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</u></p> <p>（単元未満株式の買増し）</p> <p>第9条の2 当社の<u>単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を当社に請求することができる。</u></p>	<p>当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿、株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第12条 当社の株式に関する取り扱いならびにその手数料については、<u>法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（単元未満株式の買増し）</p> <p>第13条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、<u>その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと</u>を当社に請求することができる。</p>

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(開催の時期)</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要のつど招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第11条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(開催の時期)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第15条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第14条 当会社に取締役<u>3名以上</u>を置く。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第15条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>前項の選任決議には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する</u>。</p> <p>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する</u>。</p> <p>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第17条 取締役会は、その決議により代表取締役若干名を<u>定める</u>。</p> <p>取締役会は、その決議により取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第18条 <u>取締役会は、法令または定款に従い、当会社の業務執行を決定する</u>。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第19条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社に取締役<u>10名以内</u>を置く。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する</u>。</p> <p>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により代表取締役若干名を<u>選定する</u>。</p> <p>(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>

現行定款	定款変更案
<p>取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前に発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>（取締役会の決議）</p> <p>第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行なう。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第21条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第22条 （略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第23条 （略）</p> <p>（監査役の選任）</p> <p>第24条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p><u>取締役会長を置かないときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</p> <p><u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>（取締役会の決議）</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p><u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第26条 （現行どおり）</p> <p>（<u>社外取締役との責任限定契約</u>）</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第28条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条 （現行どおり）</p> <p>（監査役の選任）</p> <p>第30条 （現行どおり）</p>

現行定款	定款変更案
<p>前項の選任決議には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。</u></p> <p>補欠により選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第26条 <u>当社は、監査役の互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p>第27条 <u>監査役会は、法令または定款に定める事項のほか、監査役の職務の執行に関する事項を決定することができる。ただし、監査役の権限の行使を妨げない。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第28条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>会日の3日前に発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第29条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p> <p>第30条 (略)</p>	<p>前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第35条 (現行どおり)</p>

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第31条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末に決算を行なう。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 当社の利益配当金は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>中間配当をすることができる。</u></p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第34条 <u>利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第36条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によつて、<u>毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。</u></p>